



多摩地域各自治体における 総合教育会議の動向 [解説]

この一覧は、各自治体ホームページ情報（二〇一五年一月二〇日現在）をもとに、運営法規、運営指針の有無等、開催日、議事録について多摩研事務局が中心となって調べて一覧にしたものである。なお比較をおこなうために、一覧には神奈川県川崎市のお事例を加えている。

○首長と教育委員会の権限「調整」

一覧作成に際しては特に、首長と教育委

員会の関係を、執行機関どうしの権限関係として示す概念である「調整」と「協議」の区分が記載されているのか、また調整できた事項（調整できなかった事項）についての記載がされているのかに注目した。総合教育会議は、首長と教育委員会という対等な執行機関どうしの協議・調整の場であるからである。

先の法改定では、教育委員長が置かれなくなり、新「教育長」が、従来の教育長の役割に加えて教育委員会を代表する教育委員長の役割をも併せ持つ職として新設された。したがってその新しい職務は、「教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表すること」（法第一三条第一項）とされた。このように新「教育長」は教育委員会の補助機関ではなくなったが、首長の補助機関となったわけでもない。新「教育長」は引き続き、執行機関である教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場であり、教育委員会の意思決定に反する事務執行をおこなうことができない。このことは下記の通り、二〇一五年七月一七日文部科学省通知にも示されている。

「新「教育長」は、執行機関である教育委員会の補助機関ではなく、教育委員会の構成員であり、代表者であることから、教育委員会による教育長への指揮監督権は法

律上規定されていないが、教育委員会は引き続き合議体の執行機関であるため、教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場にあることに変わりはなく、教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできない」（文部科学省「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）」二〇一五年七月一七日）。

この法改定ではまた、教育委員会が管理・執行する事務は従来そのままであり、教育委員会の執行権限を首長に与えるものと解釈してはならないことも明記されている（法第一条の三第四項）。したがって、首長が、教育委員会と協議・調整の上、調整がした事項を大綱に記載した場合には、首長と教育委員会の双方に尊重義務がかかる（法第一条の四第八項）が、首長が「教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載したとしても、教育委員会は当該事項を尊重する義務を負うものではないこと」が先の文科省通知に記載されており、調整のついていない事項の執行については引き続き、教育委員会が判断するものであることは変わっていない。

このように「調整」とは、教育委員会の権限に属する事務と、首長の権限に属する事務の調和をはかることを意味する概念で

あり、「協議」とは、調整を必要としない場合も含めた自由な意見交換としておこなわれるものと明確に区別されている。この点が、多摩地域各自治体の総合教育会議運営要綱などいかに記載されているのかが重要となってくる。この点に注目して一覧をみてみると、その特徴が浮かび上がってくる。

第一の特徴は、協議と調整の区分が、総合教育会議の運営要綱などの中に明記されていた自治体は、今回調査した事例にはほとんど存在していなかったという点である。一覧「協議・調整の区分」に「有」と記している場合でも、調整の定義が明確にされているとは判断できるものはほとんどなかった。その中では唯一、要綱ではなく指針という形ではあるが、川崎市では、協議と調整の区分、そして調整で首長と教育委員会が合意できなかった場合の対応などが詳しく記されていた。逆に、協議・調整の区分が示されないまま、合意できた場合の尊重義務のみを記載している運営要綱も多数みられた。こうした規定では、執行機関として残された教育委員会制度の意味が示されず、首長の権限強化面のみが、住民に対して誤って伝わってしまう危険性があることが危惧される。

第二の特徴は、総合教育会議の運営規定

を要綱などでおこなう自治体と、条例・規則によりおこなう自治体とが混在していた点である。首長と教育委員会という、地方自治法でも規定される執行機関どうしの事務権限を調整する行為は、その運用の仕方によっては住民に大きな影響を及ぼすことになる。概して、条例では協議と調整の区分が盛り込まれているのに対して、要綱などではあいまいにしか定められていない傾向がみられた。今後は、相互の事務権限とその調整の仕方について、より明確な規定が求められるとともに、地方自治をより豊かにしていくために、総合教育会議を機能させていくためのさまざまな取り組みが求められる。

○教育委員会制度を各自治体で活かしていくための取り組み

今回の一覧表作成作業では、各自治体の総合教育会議でどんな議題がいかに議論されたのかについての検討はおこなえていない。今後も、議事録の比較検討などの作業が、教育にかかわる人々によってすすめられることが求められる。また、総合教育会議の事務局が首長部局に置かれている場合と教育委員会事務局に置かれている場合があるが、その違いが運営要綱や大綱などに

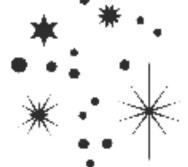
どのような特徴として現れているのか否かも注目される。

いずれにしても、各自治体の教育行政のあり方を豊かにして、地方自治をよりよく実現していくためには、二〇一五年七月一七日文部科学省通知を関係者が熟知することと同時に、他自治体の動向（川崎市総合教育会議の運営指針は、調整についての規定を明記している）についても注意を払っていくことが求められる。各自治体の教育長と教育委員がどれだけ教育政策力量を形成できているか、そして首長と話し合いをしていける関係を構築できているのか。あるいはまた、それを住民がいかに支えることができているのか、各自治体でこれから試されることになる。首長と教育委員会の「協議」と「調整」のあり方は、まちづくりなど山積する諸課題に自治体が向きあっていくうえでもこれからますます重要となってくる。

なお、この一覧には不正確な部分が残されている可能性がある。各自治体の協力を得ながら引き続き、より正確なものにしていく作業をおこなっていく必要がある。

（荒井文昭）

戦後70年
あらためて
日本国憲法の
扉をあける
いま



近代日本の歴史から考える 憲法の平和主義

【第四回】

『緑の風』編集委員・成城大学ほか非常勤講師

かこしま たけし
神子島 健

第四章 「絶対的な価値」の危険性

前回（九月号）の最後の部分で触れた、「絶対的な正義」という考え方のもたらす問題を通して、憲法における人権と民主主義の意味を考えてみたいと思います。特に、大日本帝国において、国民統合の大きな力となっていた天皇の「絶対性」の持った問題を中心に見ていきたいと思えます。

1. 異質の共存か排除か

（1）相対的な価値と自治

昨今、ヘイトスピーチが問題となつていきます。それを法的に規制すべきか否かは、民主主義の大原則の一つである表現の自由と衝突するところであり、議論は分かれています。しかし、特定の個人や集団を名指

して、その存在や尊厳を根底から否定するような発言は、多様な人々が言論を媒介にして共存するという民主主義の原理を覆すものです。ヘイトスピーチの対象とされているような人々に寄り添って彼らの尊厳を守る、そういう発言や行動が、民主主義を守るためにも求められています。

二〇世紀ドイツを代表する憲法学者の一人、ハンス・ケルゼンの『デモクラシーの本質と価値』（第二版）の中に、こういう言葉があります。「相対主義は、民主主義思想が前提とする世界観である。デモクラシーは、あらゆる人の政治的意見を平等に尊重する」（注1）。

ここでの「相対主義」とは、自分を含めた特定の政治的立場が「絶対的に正しい」と考えることと対立する立場です。自らの

意見も「正しいとは限らない」と留保し、相手の意見を尊重する。民主主義とはそういうものです。政治家が「絶対」を言う時、そこには異なる意見を抹殺したいという願望が入っていると云えます。

政治という営みを定義する場合、一般にいわれるのは、マキャベリやカール・シュミットの見解に代表されるような、「政治とは権力をめぐる争いや利益の対立である」という考え方です。これは必要に応じて、その争いの相手を「敵」として抹殺の対象とする可能性を含みこんだものです。

この見解は政治の重要な側面を見落とし、この見解は政治の重要な側面を見落としてしまうと、政治学者の高島通敏が指摘しています。プラトンやジョン・ロックが考えた政治とは、「社会全体の利益・共通善（common good）の実現」というもので、集団による自己統治としての民主主義を意味します。つまり自治としての政治であり、

全体の利益とは何かを問いかけ、議論などのプロセスの中で暫定的な答えを出し、その実現を図るといふ行為です（注2）。

「暫定的な答え」といふのは、出した答えが誤りだと、事後に検証される可能性に開かれていふことを意味します。ここにも「相対主義」的な考え方が見られます。

政治において「敵」といふ概念を前提とすることは、ともすると自己の正しさの絶対性⇨他者の主張の否認につながり、自治をないがしろにする可能性を持つてしまうのです。初回で触れたように、民主主義における論敵は、自分の気づかなかつたことを気づかせてくれる「友」として、共存すべき相手なのです。ところが、自治の単位としての集団内部の意見と無関係に、外部から正しさの根拠が持ち込まれると、地域のメンバーと関係のない「絶対的な正しさ」として機能してしまい、内部の人間（の一部）が排除されてしまうことがあるわけです。

(2) テロについて

この連載では度々、テロについて触れていますが、レバノン、フランスやマリなどで、大規模なテロが起きました。現代のテロはグローバル化に伴うもので、九月に成立した戦争（安保）法で米国への協力体制

を強めた日本では尚のこと、まったく他人事でないことは明らかです。

しかし日本においてテロの問題をリアルに考える時、近代日本の大きなテロが、今起きているテロとは全く違うものであった点を無視してはなりません。

欧米におけるイスラム過激派のテロが、虐げられてきた民族や宗教を背景に、「排除されてきた少数者の暴力」であるとするならば（注3）、日本のテロは大きく様相が異なるのです。

それはつまり、五・一五事件のように、権力内部の方針をめぐる抗争（穏健的な外交路線か、軍拡・強硬路線か）を原因とする狭義の政治テロといったものが一つにあります。ちなみに、実行主体は異なりますが、同じような抗争にもとづき、規模が拡大した形で起きたテロ、というよりクーデター未遂となったのが二・二六事件と言えます。

恐るべき権力犯罪であり、権力機関によっておこされたテロとも言えるのが、「天皇暗殺計画」のでっちあげによる思想弾圧、一九一〇年の大逆事件です。

そして規模としては最大のものが、警察や軍も背後で関わって引き起こされた、関東大震災における朝鮮人虐殺という、関東一円で起きた「同時多発」テロです。ある

意味多数派が少数派に街中でテロを仕掛けた、と考えるのがこの事件の本質として適当であるようにも思えます。

(3) 近代日本の諸テロの論理

ここで挙げた例はいずれも非寛容で、価値の多様性を許容しないというテロの典型であるのみならず、大日本帝国における価値観を独占する存在としての「天皇」と密接な関係をもつたものと言えます。少なくともテロの実行者にとつて、抹殺の対象は天皇という絶対的な価値からの逸脱者と見なされたわけです。

五・一五と二・二六においては、「君側の奸」（天皇の傍のケシカランヤから）が、天皇の統治を不当に歪めているため、それを取り除く（殺す）という義が自分たちにあるという論理に基づいています。

大逆事件は天皇制と相容れぬ「危険思想」をもつた人間は死に値するという論理です。

朝鮮人虐殺は、三・一独立運動（一九一九年）に見られる、朝鮮人の植民地支配への抵抗を、天皇の支配に「まつろわぬ民」（「天皇に逆らう民」として見る、日本人側（特に支配者層）の不安と偏見が前提にあります。震災の非常時に「ヤツラが暴動を起す（起こした）」という流言飛語になつて、「だから殺してしまえ」という論

理になつたわけです。

これはつまり、天皇というシンボルが「絶対的な正しさ」として、特に危機とされる場面において強く機能し、その「正しさ」の基準に合わないものを排除・抹殺していくというメカニズムを意味します。

とはいえ、これは決して単純な話ではありません。平穏な時は表にあまり出てこないということが一つ。もう一つは、最初からそのようなメカニズムがあるわけではなく、人為的に作られるものであることです。

政治学者の神島二郎が指摘するように、「天皇現人神説」のような考え方は、「それ以外の者の神性を否定する点が重要」であり、その制度的な表現が、帝国憲法三条「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」なのです(注4)。「それ以外」を否定して天皇を唯一無二の存在として確立していくには、それなりの時間とプロセスが必要だったのです。以下、そのことを詳しく見てみたいと思います。

2. 明治期、共同体の権力への統合

(1) 共同体へのマイナスの見方

みなさんは「共同体」ということばを聞いて、どんなイメージを持つでしょうか。これは個人によつてかなり違いがあるかも

しれません。これをヨコ文字にして、「コミュニティ」とすれば、いいイメージを持つ人が増えるかもしれません。

共同体というと、一昔前までは、きわめてネガティブなイメージをもつて捉え

られた概念でした。日本の社会科学に大きな影響を与えたドイツの社会学者、フェルディナント・テンニエス『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』(原著一八八七年)には、こうした記述があります。「結合体には、実在的有機的な生命体と考えられるものと、観念的機械的な形成物と考えられるものがある―前者がゲマインシャフトの本質であり、後者がゲゼルシャフトの概念である。〔中略〕事実としても名称としても、ゲマインシャフトは古く、ゲゼルシャフトは新しい」(注5)。ここでいうゲマインシャフト(Gemeinschaft)とは、基本的に共同体のことと考えてよいでしょう。ちなみに、ゲゼルシャフト(Gesellschaft)



神子島 健(かごしま たけし)

1978年東京都生まれ。集团的自衛権問題研究会の会員。多摩市在住、多摩市の平和活動に参加している。神子島健ほか編『戦後思想の再審判』(法律文化社)が9月末に刊行。

とは、会社組織に代表される、利益に基づいたつながり、「利益社会」を指します。

これは、「歴史の進歩」を前提としたときに、封建社会から、資本主義社会に「進歩」する際、封建社会の産物としての共同体は「古い」ものとして解体される運命にあるということです。この考えは日本で少なからぬ影響力を持ったわけですが、その代表的な論者は、戦後を代表する経済史家の一人、大塚久雄でしょう。

大塚はまさに「資本主義の発生と発展の過程は、他面から見れば、古い封建制の崩壊の過程であり、そのなかに『共同体の解体』という重要な一節を含んでいる」。「封建的生産様式の崩壊、他面からいえば、

資本主義的生産様式の発生という変革点を境界として、世界史はある意味で大きく二つに分けることができる」（注6）と『共同体の基礎理論』と題された書物の中ではつきりと書いています。

ここでは、共同体とは、個人の意思や自由を押しつづす負の遺産とされるのです。

（2）共同体へのプラスの見方

しかし近年では、コミュニティの役割の再評価に伴い、また、江戸時代の農山漁村の共同体の歴史研究も進み、こうした見方に対して批判が強くなっています。大塚久雄批判を含め、こうした議論を積極的に展開している論者に、哲学者の内山節（たかし）がいます。

内山によれば、近世の初期に、いわゆる兵農分離で「農民たちはたしかに武装解除されましたが、それまでもっていた地域自治の仕組みは強固に残り、農村社会の自治の仕組みは解体されることなく残った」のであり、「江戸期は農民自治が強く、幕府側が大変手を焼いていた時代でもありませんた」。自治とあるように、江戸期の共同体は、農民たちが主体性をもって治めていたのであって、封建的支配者としての武士の言いなりというような単純な話ではない、というわけです。

ところが強固な自治は、権力者にとってには邪魔となります。「明治政府というのは、共同体の精神世界、生き方をこわすことに大変力を注ぎました。ただ、民衆の側からはかなりの抵抗があつて、なかなかうまくいかない。結局、うまくいったのは日清・日露戦争のときでした」（注7）と内山は書いています。

近年の研究をふまえると、内山の見方が妥当なのだろうと言えますが、ここでポイントとなるのは、内山も、明治期に従来の共同体が壊されて変容することで、それまで存在した自治の仕組みがなくなった、と考えていることです。ただしそれは、大塚が考えていた「前近代的」な共同体の古さによるものではなく、近代国家の形成に伴って人々の管理が徹底されたためであった、ということなのです。

3. 共同体の変容と帝国憲法

明治期に、政府が共同体を組み替えようとしたことは、どのような意味を持つのでしょうか。

（1）帝国憲法以前

明治初期に起きた神道に関わる動きに「廃仏毀釈」があります。仏教ではなく神

道こそ日本の伝統的信仰だという前提で寺を打ち壊す動きです。江戸時代の寺請け制度の下、寺が民衆支配の機関として機能していたことへの不満や、尊王攘夷運動の背後にあつた国学（仏教を含めた中国伝来のものでなく、日本古来の思想・伝統を重視する考え）の動きなどもあり、一部に廃仏毀釈を支持する動きはありましたが、大きくは広がりませんでした。それは仏教の信仰が（特に神社信仰と組み合わせた神仏習合的な形で）人々の生活に根付いていたからです（注8）。維新政府が最初から人々の価値観をコントロールできたわけではない、ということをまず確認しておきましょう。

この状況から、大日本帝国憲法が發布される一八八八（明治二二）年まで、二〇年近くが必要だったということは、共同体の自治を解体、変容させるのに、それだけの時間を要したということでもあります（実際にはその後も「解体」は続きます）。

（2）臣民の「平等」

こうした共同体の解体と変容を経た体制が持つ意味を、大日本帝国憲法の第2章、「臣民権利義務」の抜粋を見ながら考えてみましょう。

まず一八条で臣民の要件に言及していません。二二条では江戸時代の藩という地方ごとの単位での統治を壊して日本国家のレベルに広げ、農民の、自分の耕すべき土地への緊縛をなくして、居住の自由を与えます。こうして、全国レベルでの「臣民」が創出されていくのですが、一九条では臣民が公務に就く資格を持っていることを記しています。身分に伴って就ける仕事が決まっていた状況を解体し、能力に応じて公務に就くことができる、ということを一九条は意味します。

この公務に就く権限よりも実質的に優先されるのが、男性の義務としての兵役（二〇条）です。新政府は徳川幕府を倒したとはいえ、明治維新の直後、全国的な権力基盤を持っていたわけではありません。近代国家の形成のために全国から人員を集めるには、共同体を変容させつつ利用して、人々の協力を得るための長い時間が必要だったのです。だからこそ、明治憲法が發布されたのは、ようやく明治も二二年を経た、一八八八年になってからなのです。

ちなみに、明治憲法の発布時点では、まだ参政権は高額納税者の男性に限定されていません。臣民（男性）は、参政権を持たない場合でも、兵役や公務に就くことができるわけです。江戸時代であれば君主に直

接仕えることのできるのは武士だけでしたが、天皇のために奉公できるという意味での臣民の平等が実現され、同時にそれは「名誉」を意味する、ということになります。特に大日本帝国においては、公（軍）お上（軍を含んだ広義の）政府と考えることが普通だったので、このことの意味は決して小さくなかったと言えます。

（3）絶対的な価値

思想家の藤田省三は、明治後半に共同体が解体されていくかわりに、「イエ」制度が強化されていくことに言及しつつ、政治のレベルで価値の多元性が許容されない状況を次のように意味づけています。

タテマエの上での意見の統一が要請されると、現実には存在する意見の対立は公的な位置を与えられません。そのため、「政治集団は私的心情によって結合する集団と化するから、そこにわが国の政党は徒党に過ぎないとされる所以があった。したがって又、国家の公共性を維持するためには、政治運動の自由を極小化し、専ら国家官僚によつて政治は独占されなければならなくなる」。

行政が天皇の官吏として、主権者（統治権の総攬者）たる天皇の意を体现する存在とされます。現憲法の国民主権であれば、

大日本帝国憲法（カタカナをひらがなの現代仮名遣いに変更してある）

- 18条 日本臣民たる要件は法律の定むる所に依る
- 19条 日本臣民は法律命令の定むる所の資格に応じ均く文武官に任ぜられ及其他の公務に就くことを得
- 20条 日本臣民は法律の定むる所に従い兵役の義務を有す
- 22条 日本臣民は法律の範囲内に於て居住及移転の自由を有す
- 27条 日本臣民は其の所有権を侵さるることなし
- 2 公益の為必要なる処分は法律の定むる所に依る
- 28条 日本臣民は安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有す
- 29条 日本臣民は法律の範囲内に於て言論著作印行集会及結社の自由を有す
- 32条 本章に掲げたる条規は陸海軍の法令又は紀律に抵触せざるもの限り軍人に準行す

民意を反映する立法府＝議会こそが権力の正統性の中心にあるわけですが、明治憲法においては、帝国議会はあくまで天皇大権としての立法権に「協賛」（第五条）するという、従属的立場に過ぎません。だからこそ、天皇の意思を直接行動に移す（とされる）行政府や軍の方が、公の体现者となるわけです。

ここには、もう一つ厄介で難しい問題が入り込んできます。藤田は、こうした価値の一元化にまつわる問題について、こうも説明しています。

「利益の分化乃至対立は、政治的・経済的利害の領域に止まることなく、直ちに『情義』の対立を誘発せずにはおかなくなるであろう。対立はここでは絶対的な人格的対立となるのである」（注9）。

ともすると、本論で書いているような文脈で意見の対立が問題となるとすれば、政治や経済の利害の対立であって、それを覆い隠したり強権的に決着をつけたりする権力が問題となる、と考えてしまう人もいると思います。

しかし藤田が指摘している「絶対的な人格的対立」というのは、より深い問題を意味しています。主権者としての天皇は、政治的な権力の保有者という意味であるだけでなく、軍の大元帥でもあり、さらには国

家の祭祀を司る現人神、つまり宗教的価値を現世に体现する存在でもあったことに注意しましょう。正義や道徳や力などの多方向にわたって絶対的な価値の源泉と位置付けられたのです。

政治、経済、文化や、文化の特殊例としての各種芸術領域などは、様々なレベルでつながっているとはいえ、それぞれ別の価値基準を持っています。ところが、天皇制のもとに価値基準の一元化がなされてしまう状況においては、官に認められたものが真・善・美といった価値を体现するものとなってしまうのです。

そこでは、官の認める範囲で（例えば）真・善・美といった価値基準がそれぞれに（一定の独立した基準として）成立することもありませんが、あくまで判断の主体は国家にあるのです。しかも戦時のような「非常時」にあつては、戦争に貢献するものが真であり善であり美であるというように、価値の文字通りの一元化が公定され、それに合わない価値は否定、弾圧されてしまうわけです。

現代の民主主義にとって、市民の意見がぶつかりあい、議論を行うことは、意思決定のためのプロセスにとどまりません。それによって様々な価値の存在を確認し、共有すること自体に大きな意味があるのです

（注10）。ここでは、「お上」が価値基準を定めるのではなく、私たち一人一人が考えるのだ、ということに加えて、様々な分野における専門家が、それぞれの専門性にもとづいた独自の判断基準を主張し、その多様な基準が尊重されるべき、ということでもあります。

専門家の意見の場合は、多数決的な民意とも別の基準で動き、課題となっている問題を専門性から解釈して述べるわけです。特に現場（フィールド）を持つ専門家の意見を、現場の現実を知らない部外者が軽々しく覆していいものではありません。

狭義の政治の領域において、民意を反映した議員が、行政の力点の置き方をコントロールするという意味である程度専門家の意見に異を唱えることはあつてしかるべきですが（同時に、専門家の側も各自の専門性の意味を世論に向けて丁寧に説明することが求められます）、その専門の枠組みそのものに政治家が安易に首を突っ込むことは、学問への介入として批判されるべきことなのです。

（4）江戸の土の基盤の解体

二七条一項では、所有権が確定されます。二項で公益のための処分が規定されているとはいえ、権利そのものの制限が権利規定

の部分に入り込んでいる信教の自由（二八条）や言論等の自由（二九条）に比べると、強い権利として位置づけられています。

所有権の確定というのは、資本主義を成り立たせていくために不可欠なものです。逆に言えばそれ以前には、資本主義が全面的に展開する条件は整っていなかったとも言えます。

ムラには惣有地（村全体で共有される土地）がありました。そこでは、薪や肥料にする落ち葉など、生活に不可欠なものをムラのメンバーが集めることができます。そこには山菜やキノコなどの食料もあり、イエの農地（田畑など）の収穫だけでは食べ足りない貧しい農民でも生存できる、セーフティネット的な役割もあります。

しかし、そうした土地などの私的所有権が確定されて一部の地主などの私有にされてしまえば、貧農の生活が困難となり、小作農に転落するか、都会へ出て賃金労働者となることによって、資本主義の形成に「貢献」することとなります。

また、ムラの鎮守の森のように、宗教的・文化的意味を持つ聖なる領域が、売買可能な財産として、市場での取引に組み込まれていくことにもつながります。このことは、所有権の確立だけでなく、信仰の変容抜きには説明できません。

一九〇六年の「神社合祀令」で、土着的な神社や祠を大きな神社に併合していく動きが広がりました（実施状況は地域差があります）。これは鎮守の森をつぶしていくことにつながりました。宗教学者の阿満利麿は、この神社合祀のもたらした結果を次のように説明しています。

「一つは、名もない小さい神々に対する信仰が抑圧・弾圧されたこと。二つは、だれがどの神をいかに祀るかという、祭祀権の混乱である」（注11）。

阿満によれば、当時の人びとは山や田、水や火の神、さらにはカマドの神や巨木や巨石なども崇めていたのですが、それが否定され、大きな神社に統合されてしまうのです。そのように地域に根差した神々、信仰が失われ、信仰面・精神面から共同体の解体に大きな影響を与えたといえます。

これは単純化してしまえば、土着のなものを含んでいた神道的な信仰を、天皇の祖先とされるアマテラスオオミカミを祀る伊勢神宮（内宮）を頂点とする体系に組み替えて、国家神道を作ることでした。

（5）国家神道

さらに国家神道は、二八条の限定された信仰の自由によって、宗教ではないものとされます。キリスト教徒だろうが仏教徒だ

ろうが、神社に参拝することが臣民として要請されるわけです。信教の自由を一応認めながら、国家が神道に関わったり、国民に神道への関わりを強制するためには、「神道は国家ではない」とすることが必要だったのです。

ちなみに、自分の住んでいる自治体（あるいはその前身）の自治体史で、戦前の予算を見てみると、「神社費」が計上されていると思いますので、ぜひ皆さんも一度調べてみてください。

こうした国家神道＝非宗教説の顕著な表われが、昭和期に入ってから、キリスト教徒などへの靖国神社への参拝強制です。ちなみにこうした神道非宗教という考え方を、日本国憲法下においても「慣習」という形で継続し、場合によっては政府が神道と実質的に関わることを許容したのが、「津地鎮祭」最高裁判決です。

大日本帝国において、神道が国家と特殊な結びつきを持っていたために宗教的少数者の権利を侵害した過去を考えると、信教の自由を保障するうえで極めて不当であり、憲法学会でも批判が多い判決です。

神社合祀の話に戻りましょう。こうした神道の国家管理が明治末頃に進んだということは、つまり明治維新直後の廃仏毀釈ではそこまでできなかったわけです。

日清、日露戦争の二つの「朝鮮戦争」(この二つの戦争は朝鮮の支配をめぐり、朝鮮を主戦場として戦われたものであることを、私たちはキチンと認識しておく必要があります：注12)を通して、国家に尽くすという価値観が広まった、ということです。戦争を通して国家主義的意識を高めるという大日本帝国の性格が表れているように思えます。

本章の終わりに

大日本帝国において行政府の人間は、天皇の官吏であり、国家の意思を体现するものでした。つまり、「国家は正しく、間違わない」とされるのです。これを法律的に表現したのが、「国家無答責の法理」でした。戦前の日本で、国家の権力的行為から生じた損害については、国は賠償責任を負わないとされている、というのが、「国家無答責」です。

これは日本国憲法第一七条「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができ」によって明確に否定された「戦前の遺物」ですが、いまだに、戦前の人権侵害を争う裁判においては、現在の裁判所で宣言され

ているのです。

ですから、空襲など民間人の戦争被害に對して、あるいは日本軍の違法行為による外国人の被害に對して、国は責任を負わないということになるのです。「被害者の立場からは、加害者が国かどうか、権力的行為であるかに関係はないことである」(注13)はさすが、企業によってもたらされた被害が問えても、国によってもたらされた同じような被害が問えない、というような理不尽なことも起こるわけです。天皇の国家の「絶対性」とは、こうした点に最も端的に表れています。

(続く：次回は来年二月号を予定)

注

- 1 ケルゼン『デモクラシーの本質と価値』(岩波文庫、西島訳より)
- 2 高島通敏『政治学への道案内』(講談社学術文庫、二〇一二年)
- 3 特に最近のヨーロッパのテロは、ヨーロッパ出身のムスリムが関与している点で、まさに「少数派の排除・疎外感」の問題として考える必要があります。他方、同じイスラム過激派によるテロでも、ムスリムが多数派の中東・アフリカ地域におけるテロは意味合いが違ってくると言えるでしょう。
- 4 神島二郎『近代日本の精神構造』(岩波書店、一九六一年)
- 5 テンニエス『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』(上) 岩波文庫、一九五七年)
- 6 大塚久雄『共同体の基礎理論』(岩波現代文庫、二〇〇〇年、原著一九五五年)
- 7 内山節『内山節のローカリズム原論』(農文協、二〇一二年)
- 8 神仏習合については安丸良夫『神々の明治維新』(岩波新書、一九七九年)
- 9 藤田省三『天皇制国家の支配原理 第二版』(未來社、一九七四年)。いずれも傍点原著者。
- 10 民主主義における言論の自由と議論の重要性については、『緑の風』一六八号(二〇一四年五月号)の拙稿「『公共性と公開性』―民主主義の基礎を考える―」で詳述しました。
- 11 阿満利麿『宗教は国家を超えられるか』(ちくま学芸文庫、二〇〇五年)
- 12 この二つの「朝鮮戦争」については、原朗『日清・日露戦争をどう見るか―近代日本と朝鮮半島・中国』(NHK出版新書、二〇一四年)
- 13 中国人戦争被害賠償請求事件弁護団編『砂上の障壁―中国人戦後補償裁判10年の軌跡』(日本評論社、二〇〇五年)。日本軍の戦争被害を受けた人は泣き寝入りをしろ、というのが、国家無答責の法理ということだと言えます。戦争の歴史認識をめぐる問題が前進しない一つの要因はここにあると考えられます。

狛江市の資源ゴミ集団回収の勧め



発表者：小尾 将彦氏/狛江財政研究会

狛江市民でつくる「狛江財政研究会」は、月1回の学習会を重ね、「我がまちの財政」（隔月発行、本年9月号は28ページ立て）を第79号まで発行してきました。年間購読料は1,000円で約50名の購読会員がいます。毎号300部作成して、議員や市の部課長職、マスコミにも無料で配っている、とのことでした。

今回、小尾さんは、狛江市の清掃行政について「資源物の集団回収を積極的に進め」て、市の清掃行政経費の節減と大きな新たな財源を創出しようと話されました。

「資源物の集団回収」とは、狛江市のホームページを見ると、各種団体が家庭などから集めた資源物（新聞・雑誌類・ダンボール・紙パック・古布・アルミ缶・スチール缶・ビン・ペットボトル・金属）を直接リサイクル業者に引き渡すこと、とあります。

また団体は、マンション管理組合、自治会、町会、子ども会など営業を目的としない概ね20世帯以上の市民団体で、清掃課への登録が必要です。登録団体になり、市の紹介するリサイクル業者と回収日・回収品目等を確認して「集団回収」を開始します。

登録団体は、奨励金の交付申請を3ヶ月ごと（まとめて年1回も可）に清掃課に行き、市は当該登録団体がリサイクル業者に引き渡した資源物の量に応じて、1キログラム当たり10円の「集団回収奨励金」を交付します。

この市から交付された奨励金は、団体の運営費や管理費に自由に使え、報告者の小尾さんの属する町会は約90世帯ですが、年間20万円近くになるといいます。

他方、資源物回収業者（リサイクル業者）は、市から1キログラム当たり2円の奨励金を受け、さらに回収した資源物を自らの販路で販売して、この売り払い収入を自分の収入にすることができる、といった仕組みです。

つまり、資源ゴミの集団回収分は、1キログラム当たり10円+2円=12円を市が負担するだけで済んでしまうわけです。

これに対し、市に指定する回収業者が資源物を戸別回収する場合（以下「市回収分」）、市の平成26年度版清掃概要の実績で試算すると1キログラム当たり43.7円になり、「集団回収分」の3.6倍の費用がかかる計算になります。

市回収分が高くなるのは、市の指定業者（回収業者）が指定日（ビン・缶・ペットボトル・金属は月2回、古紙・古布は毎週1回）に回収・運搬の上、ビン・缶・ペットボトルは市のリサイクルセンター（ビン・缶センター）でビン・缶の選別（鉄・アルミ等）業務委託、ペットボトルの減容作業（つぶす）業務委託があり、資源化した製品の引き取り業務委託、さらにリサイクルセンターの維持管理費等が上乗せになるためです。

資源ゴミ回収等にかかる費用は狛江市全体では約2億円（平成26年度決算）で、この内集団回収分が約1,730万円（8.8%）、市回収分が約1.78億円（91.2%）を占めます。他方、資源ゴミの収集量は、集団回収分が1,445トン（26.1%）、市回収分が4,088トン（73.9%）となります。

市回収分に注目すると、市回収分は資源ゴミ全体量の4分の3を占めますが、経費面では全体

の9割を占めることとなり、大変割高になっています。

市民による「集団回収」と、狛江市の「市の回収」では先に述べたように「3.6倍」もの費用の差が出て「市回収分」は大変割高です。こうした現状があるため、市は資源物「集団回収の拡充」に積極的に取り組むべきだと、小尾さんは指摘しました。

集団回収による回収量が現在の4分の1から、2分の1に拡大すれば、小尾さんの試算では年7,000万円の経費節減が可能とのこと。また、集団回収分をステーション回収（各所に集積所を設けて、住民はそこに運ぶ）から、戸別回収

に変えていけば（現に、集団回収で個別に回収しているリサイクル業者もいる、といいます）、集団回収をさらに拡大・拡充してゆくことは充分可能だと、力説されました。

参考までに『多摩データブック2014』に多摩の市町村の「集団回収量」と「総資源化率及び最終処分率」等の資料が載っていましたので、掲載いたします（下表）。

今回は11月28日午後2時から、多摩研で、「地方創生プロローグ」と題して、大和田一統氏がお話いたします。

（伊藤 栄一）

V-6 総資源化率及び最終処分率

（単位 t）（平成25年度）

市町村名	総資源化量			総資源化率 (%)	最終処分量	最終処分率 (%)	
	集団回収量	資源ごみ量	収集後資源化量				
八王子市	58 940	8 552	32 747	17 641	34.3	313	0.2
立川市	21 855	3 925	11 411	6 519	39.5	361	0.7
武蔵野市	18 019	3 421	10 501	4 097	40.2	0	0.0
三鷹市	20 689	3 211	13 136	4 342	41.6	0	0.0
青梅市	15 660	4 413	5 840	5 407	36.3	161	0.4
府中市	27 146	7 077	13 902	6 167	41.0	0	0.0
昭島市	12 261	1 527	6 314	4 420	37.1	40	0.1
調布市	28 106	4 521	18 017	5 568	46.0	0	0.0
町田市	42 045	11 818	17 996	12 231	32.5	7	0.0
小金井市	14 214	1 544	8 237	4 433	52.4	44	0.2
小平市	17 983	2 226	9 880	5 877	34.7	103	0.2
日野市	16 241	1 754	9 542	4 945	36.2	117	0.3
東村山市	17 313	3 023	8 576	5 714	42.7	0	0.0
国分寺市	14 222	2 384	9 009	2 829	44.9	21	0.1
国立市	8 092	1 322	4 616	2 154	35.6	0	0.0
福生市	6 431	1 264	3 882	1 285	36.2	31	0.2
狛江市	7 712	1 427	4 663	1 622	37.3	0	0.0
東大和市	8 595	1 079	5 122	2 394	36.6	20	0.1
清瀬市	7 150	1 201	3 935	2 014	37.5	0	0.0
東久留米市	12 956	3 495	5 931	3 530	38.2	0	0.0
武蔵村山市	7 541	641	4 530	2 370	35.0	23	0.1
多摩市	15 671	4 525	6 957	4 189	34.3	72	0.2
稲城市	7 318	1 919	3 441	1 958	31.2	0	0.0
羽村市	6 741	1 038	4 401	1 302	37.3	76	0.4
あきる野市	6 552	2 043	4 366	143	25.8	2 468	10.6
西東京市	22 394	3 447	13 861	5 086	42.9	0	0.0
瑞穂町	4 053	356	2 806	891	33.7	39	0.3
日の出町	1 080	595	449	36	19.7	660	13.5
檜原村	213	18	171	24	26.2	83	10.5
奥多摩町	821	465	150	206	29.1	123	5.2
多摩地域計	448 014	84 231	244 388	119 394	37.5	4 762	0.4

注：資源ごみ量は、資源ごみからの資源化量で、拠点回収による資源化量を含む。

注：収集後資源化量とは、中間処理施設において不燃ごみや粗大ごみ等から人手や機械等によって選別された資源物の量である。

注：総資源化率=(資源ごみからの資源化量+集団回収量+収集後資源化量)÷(総ごみ量+集団回収量)

注：最終処分率=最終処分量÷総ごみ量

注：最終処分率について端数処理のため多摩地域の合計と各市町村の合計は一致しない。

(出典) 公益財団法人東京市町村自治調査会 「多摩地域ごみ実態調査(平成25年度統計)」（平成26年8月）

『多摩地域データブック
～多摩地域主要統計表～
2014年(平成26年)版』より

上から眺める、 地面から見る



神子島 健

(かごしま・たけし)

vol. 30

津

波で中心市街地が破壊された岩手県宮古市の田老地区。吾輩はお供の坊主頭を置き去りにして、今いる防潮堤から駆け降りる。元は市街地のあった平地で、二〇一一年も、二〇一三年も人が入れた場所だが、今回はかさ上げ工事中で、所々立ち入り禁止の柵が設置されているにや。もつともネコにそんな柵は関係ニヤい、物理的に入れるか否かだけが問題だにや。吾々が訪れたのはたまたま日曜で工事が休みだったため、全く問題ニヤし。

人が歩けるようになっていいる防潮堤の上では、坊主頭が、先程別れたばかりの散歩中の老夫婦と再会して、また話をしているにや。「ええ、このかさ上げしているところは、主に商業施設にするようですよ」なるほど、津波で流されたところに住宅地には建てられないのでしたね。「明治、昭和の二度の大津波で、高台に移転した集落もあれば、教訓が伝わらず、元のところに再建したところもあります」。そうしたところは大体、今回多大な被害を受けているにや。別の選択肢として巨大防潮堤を造った田老も、結局は津波の威力の前に、高台移転をすることになったわけだにや。

「わたしはネコ好きなんですけど、なんだか、あれは普段見ないノラですな」と、老夫婦のたまう。「あ、いや、あれはノラじゃないんですよ」「え？」「まあ、東京から連れてきてまして」「いや、よっぽどネコ好きなんですわねえ」とご夫人。「いや、そういうわけでもないんですが、まあ、ワガママなネコなんで、知り合いに頼んでも面倒見てくれないんですよ」「えー、まさかー」。まったく、聞こえてニヤいと思って坊主頭のヤツ、

無茶苦茶言いやがるにや。しかしネコの耳は人間が思っているよりずっといいのだにや。

「ネコがワガママなのはある程度仕方ないんですが、ヤツの場合は輪をかけて上から目線でして」「まあ、あんなに可愛いのに」「いや、可愛いなんて言ったらつけ上がりです。タダでさえ多摩研のアイドルみたいにチャホヤされて天狗になっているのに……」「？」「あ、いやね、こっちの話です。失礼しました」。

普段我輩に頭が上がりぬからといって、我輩のいぬ間に言いたい放題、実に器の小さいヤツだにや。器の大きい吾輩は何事もニヤかったように平然と坊主頭のところに戻って行った。

今回の東北での行程では、どこでもかさ上げ工事が目に着いたにや。田老のものなどかわいいもので、規模の大きさを言えば、何より陸前高田。ベルトコンベアと言われて吾々がイメージするよりはるかに巨大な専用重機によって、高台移転用の造成地から出た土砂を一気に下に運ぶにやんとまあ、高さ二十メートル。一時間に六千トンも運べるとのこと。巨大なショベルカーが土をならし、ひっきりなしにダンプカーが走って

2015年8月30日。防潮堤から見たかさ上げの様子。



いく光景は、吾輩どころか工事の労働者以外の人間が入り込む隙がまったくニヤい。

それに次ぐ大きな規模としては、南三陸町の志津川だにや。その二か所には劣るが、大槌町でも似たような恐怖感を感じたにや。この三方所の共通点として、かさ上げ等の関係で道路がかなりつけ代わっており、カーナビさんが困っている、坊主頭が右往左往しておった。ただでさえ下手な運転にやので、我輩の心配も高まるばかりであった。

気仙沼でも、鹿折唐桑の県道三四号線の海側で、かさ上げが進行中



気仙沼の鹿折見学台から。道路向かいのかさ上げの様子。
2015年9月1日



巨大「バルトコンベア」陸前高田市、道の駅「高田松原」の駐車場より。
2015年9月1日撮影。作業を終えて十月半ばより解体が始まったとのこと。

だったにや。途中、復興商店街(復興マート)に立ち寄る。「あれ、タマ、ここ二年前に来たような気がするけど、どうだったかな?」「みゃー」「でも県道から左折して入ったんだけど、今右折して入ったよなあ…」「みゃー」。どうも調べてみると、やはり去年の九月頃に移転して今の場所になったらしいにや。

その商店街の近くに見晴らし台のような「鹿折見学台」がある。七mまで盛り土してあって、道路向かいのかさ上げの進行具合が見渡せるようになってきているにや。

見学台には吾々の他にも見物人がいる。仕事関係で立ち寄ったらしい四人の集団と、観光客らしき若い女性一人だにや。仕事仲間が向こうのかさ上げを背景にみんなで写真を撮って、ワイワイ言いながら下りて行った。

「可愛いネコちゃんですね」と、二十代後半くらいであろうか、女性が話しかけてきた。「え、あ、はい」。決して美人とは言えニヤいが(失敬)、優しそうな笑顔の女性だニヤ。妙齢の女性にいきなり話しかけられて、坊主頭はびっくりしているようで、老夫婦相手の時とはだいぶ勝手が違うようである。

「こういうのを復興っていうんですかねえ」と、彼女はうなりをあげるブルドーザーを見ながら言っている。「え、あ、はあ」。まだトギマギしているようだが、至極真面目な問いかけに、真面目な話しかできニヤい野暮な坊主頭が我に返ったようだ。

「まあ、これも復興の現実の一つ、だと考えるしかないんでしょうね」。彼女が応答する。「何というんですかね、よそ者が言うべきではないのでしょうが、人間のスケールとかけ離れていてすごく疎外感を感じる光景と言うのか。被災地に立ち入りにくいといったことは全く違う意味です。なんか一人で旅をしながら考えていたらずつとモヤモヤしてしまつて、すみません」

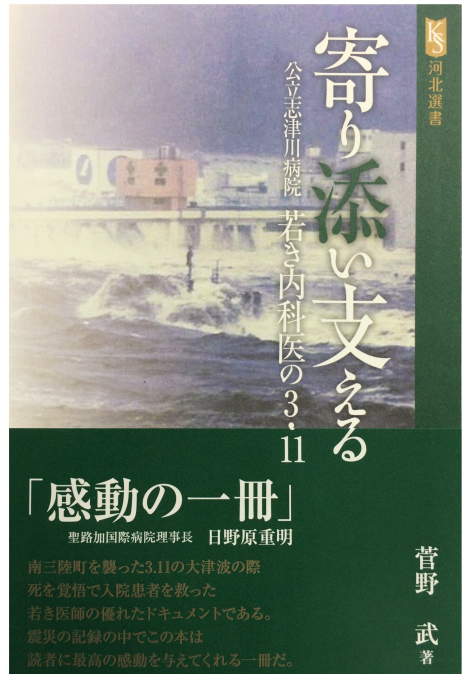
「ああ、わかります。そうは言っても、こうして上から様子が見えるというのには、まだ安心感がありますよ。陸前高田は行きましたか?」「いいえ」「ここだと、こうやって見渡せば、住んでいる人も復興のプロセスを少しは感じ取れるんだと思うんですよ。陸前高田とか南三陸だと、人が寄りつけないし、地面からだとか全く全体が見渡せないの、復興のプロセスを住民が共有している感覚なんてあるのか、正直疑問です。いや、それ

こそよそ者が言うべきことではないのですが」と、坊主は饒舌になってきた。「そう、やっぱりそこが疎外感の原因な気がするんですよね」

「ちよつと突飛かもしれないけれど、私の住んでいる東京の多摩ニュータウンの開発当時の写真とか見ると、似たようなものを感じるんです。元の住民からすると、想像もしていなかった巨大な街が造られてしまふことで、疎外感を感じてしまふようなことを読んだ記憶があります。ニュータウンに移り住んできた人間には当時そんなことわからなかったけれど、このかさ上げの場合、元々住んでる人たちが、新しい町を自分たちの住み慣れたかつての町とつなげて受け入れられるのだろうか、と」「新しい町がつくられるプロセスを、住む人が共有できるか、か。なんか深いですね。少しモヤモヤが晴れた気がします。どうも突然失礼しました、ありがとうね」と、彼女は坊主頭の脇にごろんとしていた吾輩をなでてから、名も告げることなく颯爽と去っていったにや。



書籍の紹介



『寄り添い支える
公立志津川病院
若き内科医の3・11』
菅野武・著
河北新報出版センター（河北選書）
2011年
価格（本体800円+税）

南三陸町、災害医療の現場から

本書は、東日本大震災の時に、宮城県南三陸町の公立志津川病院に内科医として勤務していた、菅野武氏による、地域での災害医療についての記録です。

五階建ての同病院は津波で四階まで津波で水没しました。五階に避難していた菅野医師は、ラジオで第二波の到来の危険が報じられる中、意を決して四階に生存者がいないか捜

索に行き、十名近い生存者を発見しました。

三月十六日には仙台で子どもが生まれ、おつれあいの出産を見届けてから南三陸町に戻って、災害医療の体制づくりに奮闘します。菅野医師はこう書いています。「私たち災害医療者は、設備や医療資機材そして自分の能力がそろった場面では十分に活躍できるのだが、そのいずれかが欠けた状況下では脆さが明らかになる」。災害医療が医療関係者のみによって動いているのではなく、外部

からの支援者との共働によって成り立つものであることを教えてくれます。

しばらくすると大量の医師と医薬品の応援部隊が来るわけですが、その状態が長引くと、地域内の医療リソースを前提とした自律的な体制を再構築するのが難しくなります。多くの医師の存在に安心する被災者とうまく対話しながら、体制の構築を図るといふ難しい仕事の状況も描かれています。

地方自治を考える上での自治医大の役割（菅野氏は同大出身）なども書かれており、多摩研のみなさんが読んでまったく損のない一冊だと思います。

（神子島 健）



財政危機 克服のご寄附 のお願い

会員各位

多摩住民自治研究所には現在、自治体問題研究所に対して400万円を越す未払金があります。未払金は『住民と自治』や書籍代、会費の累積です。これには次のようなことが影響しています。

- ①会員数の伸び悩みと会費未納の増加
- ②会費収入を補う事業収入の伸び悩み
- ③消費税8%実施による諸物価の高騰にもかかわらず、会費を据え置いていること

以上のことを打開するために、事務局では会費納入の督促、事業の拡大、人件費の削減を含む経費の節減など、様々な努力をしております。その上で、10月から毎月、自治体問題研究所に対する未払い金の支払いを開始しました。しかし、これを維持していくために、既に少なからずの無理が少しずつ表面化していることも事実です。

立憲主義・民主主義の危機が叫ばれている今こそ、「日本国憲法の民主的・創造的発展」を定款に掲げる多摩住民自治研究所の出番です。機関紙「緑の風」の普及、財政・教育・議会・都政などの研究会活動、三多摩自治体学校「市民の学び舎」の毎年開催など、取り組むべきたくさん課題があります。ぜひ、当研究所の活動を支える財政的基盤を強化するために、会費納入と財政危機克服のご寄附をお願い申し上げます。

2015年12月

NPO法人 多摩住民自治研究所
理事長 八幡 一秀

編集 誌
ひまわり
ふたご

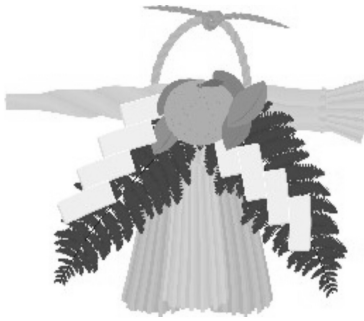
カレンダーも最後の一枚となりました。さぞお忙しいことと存じますが、お元気で過ごしてでしょうか。皆様には、緑の風をご愛読いただき、心よりお礼申しあげます。

この度、多摩住民自治研究所は「緑の風」一月号において、「私の年賀状」という企画を行うことになりました。

企画の趣旨は、読者の皆様に、二〇一六年の意気込み、課題、やりたいことや、とにかく言いたい一言などを一足早い年賀状として送って頂き、紙面の都合のつく限り掲載するという企画です。

つきましては、皆様にも是非ご協力頂きたく、編集日誌でお知らせさせて頂きました。一筆思いを頂けたら幸いです。イラスト等でも構いません。思いのたけを筆に込めて頂きたいです。メールやFAXでも勿論受付させて頂きます。多少分量が増えても構いません。期日は誠に勝手ですが、一二月二〇日までとさせて頂きます。期日は、年末でお忙しい毎日とは存じますが、どうか、ご自愛下さいますようお願い申し上げます。

(編集部 松川 遥)



多摩住民自治研究所
10月の活動

- ・ 1日(木)・2日(金)緑の風発送
- ・ 3日(土)・4日(日)財政分析基礎講座
- ・ 9日(金)事務局会議
- ・ 16日(金)Excel講座受講案内発送
- ・ 17日(土)・18日(日)第二三回議員の学校
- ・ 19日(月)緑の風編集委員会
- ・ 21日(水)牧証名さん宅にて勉強会
- ・ 29日(木)・30日(金)財政分析基礎講座

各講座受講受付中!

・ よく分かる市町村財政分析基礎講座

- ◇講師 大和田一紘 石山 雄貴
- ◇期日 2016年1月26日(火), 27日(水)
- ◇時間 1日目 午後1時~午後7時30分、2日目 午前9時15分~午後3時
- ◇会場 たましんRISURUホール (Tel. 042-526-1311)
- * JR中央線・立川駅南口徒歩13分。東京駅一立川駅は中央特快39分、快速56分
- ◇受講料 24,150円(割引あり、消費税込)

・ 第24回 議員の学校

- ◇講師 中島信 森裕之 橋本輝夫 神田敏央 石川満 池上洋通
- ◇期日 2016年2月12日(金), 13日(土)
- ◇時間 1日目午後13時~午後6時15分(その後食事・交流会)
2日目午前9時15分~午後3時40分
- ◇会場 たましんRISURUホール (Tel. 042-526-1311)
- * JR中央線・立川駅南口徒歩13分。東京駅一立川駅は中央特快39分、快速56分
- ◇受講料 28,000円(割引あり、消費税込)